

審査情報提供事例について

審査支払機関における診療（調剤）報酬に関する審査は、国民健康保険法及び各法、療担規則及び薬担規則並びに療担基準、診療（調剤）報酬点数表並びに関係諸通知等を踏まえ各審査委員会の医学的見解に基づいて行われています。

他方、高度多様化する診療内容についての的確、かつ、迅速な審査を求められており、各審査委員会から自らの審査の参考とするため、他の審査委員会の審査状況について知りたいとの要望のある事例について、平成17年度より全国調査を実施し、各審査委員会及び国保連合会間で情報の共有をしてみいました。

今般、審査の公平・公正性に対する関係方面からの信頼を確保するため、審査上の一般的な取扱いについて、「審査情報提供事例」として広く関係者に情報提供することといたしました。

今後、全国国保診療報酬審査委員会会長連絡協議会等で協議を重ね提供事例を逐次拡充させることとしております。

なお、療担規則等に照らして、それぞれの診療行為の必要性、妥当性などに係る医学的判断に基づいた審査が行われることを前提としていますので、本提供事例に示されている方向性がすべての個別事例に係る審査において、画一的あるいは一律的に適用されるものでないことにご留意願います。

J-40 肩関節等に対する湿布処置の算定について

《令和 6 年 8 月 29 日新規》

○ 取扱い

- 1 次の部位に対する J119 消炎鎮痛等処置「3」湿布処置の算定は、原則として認められる。
 - (1) 肩関節
 - (2) 肘関節
 - (3) 股関節
 - (4) 膝関節
- 2 次の部位に対する J119 消炎鎮痛等処置「3」湿布処置の算定は、原則として認められない。
 - (1) 手足（片側）
 - (2) 手指（片側）
 - (3) 足趾（片側）

○ 取扱いの根拠

J119 消炎鎮痛等処置「3」湿布処置については、厚生労働省通知※に「「3」の対象となる湿布処置は、半肢の大部又は頭部、頸部及び顔面の大部以上にわたる範囲のものについて算定するものであり、それ以外の狭い範囲の湿布処置は、第 1 章基本診療料に含まれるものであり、湿布処置を算定することはできない。」と示されている。1 の部位に対する処置範囲は、当該通知内であり、2 の部位に対する処置範囲は第 1 章基本診療料に含まれるものと判断する。

以上のことから、1 の部位に対する J119 消炎鎮痛等処置「3」湿布処置の算定は原則として認められ、2 の部位に対する J119 消炎鎮痛等処置「3」湿布処置の算定は、原則として認められないと判断した。

（※）診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について